

学生会ホームページ・SNS(Social Networking Service)運用規定

学生会評議会制定 平成29年4月26日

学生会評議会改正 令和元年6月11日

(目的)

第1条 本規定は、学生会活動の広報等のため、インターネット上に開設した鳥羽商船高等専門学校学生会ホームページ（以下ホームページ）、および鳥羽商船高等専門学校学生会 SNS(Social Networking Service)（以下 SNS）の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置・廃止)

第2条 ホームページ、SNS の設置は、総務委員会で審議し、承認を受け、学生主事に届け出て行う。

2 ホームページ、SNS の廃止は、総務委員会で審議し、承認を受け、学生主事に届け出て行う。

3 校長、学生主事から、ホームページ、SNS の廃止を求められた場合は、遅滞なく対応する。

(掲載事項)

第3条 ホームページ、SNS の掲載事項は以下とする。

(1) 本校の学生会活動に関わる事項

(2) 本校の学生会に関係する事項

(禁止事項)

第4条 次の事項の掲載を禁止する。

- (1) 誹謗中傷、名誉棄損、嫌がらせ、脅迫に該当する内容
- (2) 個人のプライバシーに関する内容
- (3) 公序良俗に反する内容
- (4) 人種、民族、言語、政治、宗教、身体、病気、性、思想、信条に関する差別的な内容
- (5) 法律に違反する内容

2 個人が特定される事項の掲載は、掲載される人から文書による許可が得られ、前記事項に反しない場合のみとする。

(運用)

第5条 ホームページ、SNS の運用担当者は、以下に掲げた学生が行う。

- (1) 学生会会長
- (2) ホームページ、SNS 担当の学生会役員

- 2 ホームページ、SNS の運用は、パスワードを用いて行う。また、パスワードは、運用担当者以外に知らせないようにする。
- 3 掲載された事項に関係する人から、掲載の内容の変更、掲載の中止を求められた場合は、遅滞なく学生主事に報告し対応する。
- 4 ホームページ、SNS について、苦情などが寄せられた場合は、遅滞なく、学生主事に報告し対応する。
- 5 校長、学生主事から、掲載の内容の変更、掲載の中止を求められた場合は、遅滞なく対応する。

附 則

この規則は、平成29年4月26日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年6月11日から施行する。